

令和2年4月15日

広島県制度融資取扱金融機関の長 様

広島県知事 湯崎 英彦

新型コロナウイルス感染症による影響を受けている
事業者への経営支援について（依頼）

現在広島県は、「感染拡大警戒地域」に入ったと考えられており、県民の皆様のご命と健康を守るためには、感染拡大防止に向けた県民及び事業者の皆様お一人お一人のご理解とご協力が必要です。

このため、新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大防止に向け、県として感染拡大警戒宣言を行い、県民の皆様及び事業者の皆様へ4月13日から5月6日までの間、人的な接触を低減することなどについてをお願いを行ったところです。

こうした中、県や経済団体の相談窓口寄せられている事業者の皆様からのご相談は、その多くが資金繰りに関する悩みであり、感染の拡大が懸念される中、今後ますます事業活動への影響も心配される所があります。

資金繰り対策については、これまでの国の対策により日本政策金融公庫において実質無利子・無担保となる融資が講じられているものの、相談や申し込みが集中していることから、さらに支援の効果を上げるために民間金融機関も通じた融資について全国知事会を通じて要望し、現在国において、そのための予算措置が講じられようとしています。

しかしながら、新型コロナウイルスの影響による経営破綻も生じ始めているところであり、資金繰り対策による事業者への経営支援は、その従業員の雇用を守るうえでも一刻の猶予もないものと憂慮しております。

このため、現在の危機的な状況に鑑み、国等による支援が行き渡る前に、県内事業者の経営が行き詰まることのないよう、貴行取引先事業者に対する融資等による速やかな経営支援について、次のとおり格段の対応とご配慮をお願いいたします。

- ・各取引先事業者の資金繰りなどの経営状況について積極的に把握していただくとともに、その状況に応じた融資等の金融支援を弾力的かつ速やかに行っていただくこと。
- ・融資に当たっては、県制度融資のセーフティネット4号、5号、危機関連保証適用の資金の利用も積極的に対応いただくとともに、今後国が予定している実質無利子融資への借換支援の適用にもご配慮いただきたいこと。
- ・また、支援における融資の条件等については、現在置かれている社会的な危機的な状況に鑑み、特段の配慮をお願いしたいこと。